

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県企業局長 市 原 俊 明

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局安全衛生規程（昭和六十二年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第二項に規定する本局」を「第二条に規定する経営企画戦略課」に改め、同条第二号中「事業所」の下に「及び第三条に規定する事業推進課」を加え、同条第三号中「各課長」を「課長」に改め、「その長」の下に「及び事業推進課長」を加える。

第三条の次に、次の一条を加える。

（総括安全衛生管理者）

第三条の二 事業所に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、総合管理推進センターの長をもつて充てる。

3 総括安全衛生管理者は、安全衛生管理者、安全管理者又は衛生管理者を指揮するとともに、法第十条第一項各号に掲げる業務を統括する。

第四条第一項及び第七条中「本局各課」を「本局」に改める。

第十一条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 事業所の総括安全衛生管理者

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。